

2014 年度カリキュラム アジア太平洋研究科博士前期課程(GSAM)論文審査の手続き (2018 年4月改訂)

1. 修士学位論文委員会

本研究科内に、修士学位論文委員会を設け、修士論文・研究レポートの審査、評価を行う。

2. 修士学位論文委員会の構成

修士学位論文委員会は、1 名の委員長と 2 名の委員からなり、アジア太平洋学部副学部長（大学院担当）が委員長を務め、研究科長が各専攻から 1 名ずつ委員を選出し、研究科委員会にて承認を行う。任期は 1 年とし、再任を妨げない。

3. 修士論文・研究レポート

アジア太平洋研究科博士前期課程における修士学位取得のためには、修士論文・研究レポートを提出しなければならない。学生の所属する専攻(Major)、研究分野内の教員 1 名が指導教員となる。修士論文・研究レポートは、文献目録、付録を除いた本文が、約 15,000 語を目安とする。ただし、文字数はディシプリンによって異なる場合があるため、各研究分野で別途定める場合がある。日本語の場合は、英語の修士論文・研究レポートに見合う長さとする。

4. 修士論文・研究レポートの言語

英語を原則とし、英語の要約をつける。しかし、論文の根拠となるデータや研究記録の大半が日本語による場合など、日本語による執筆が学生にとってより有意義である場合には、研究科長による承認を条件とし、日本語での修士論文・研究レポートを認めることがある。そのような場合でも、長文の英語要約の提出は求められる。

5. 合同発表会

クォーター毎に各研究分野内にて合同発表会を実施する。この発表会では学生が、各研究分野の所属教員と他の学生に対し、研究主旨および修士論文・研究レポートの執筆状況についてプレゼンテーションを行う。最終セメスターの学生に修士論文・研究レポートの最終締め切りの 2 週間前までに発表を行うことを義務付ける。

6. 研究計画書の承認

指導教員の承認を受けた上で、研究計画書を第 15 項の表 1 に定める期日までにアカデミック・オフィスへ提出し、研究分野内で審査を受けなければならない。

7. 修士論文・研究レポート提出

修士論文・研究レポートのソフト・コピー 1 部を第 15 項の表 2 に定める期日までにアカデミック・オフィスへ提出しなければならない。

8. 修士論文・研究レポートの形式

修士論文・研究レポートは、基本的に以下の項目を含む。

1. 表紙、2. 目次（内容の詳細を十分に記述していること）、3. 宣誓（データの偽造、剽窃のないこと）、4. 謝辞（サポートや指導を受けた対象に対して）、5. 要約、6. 本文、7. 結語、8. 参考文献、9. 付録(本文に添えて補強する資料)

9. 修士論文・研究レポート審査員

2名の学内教員が修士論文・研究レポートの審査を行う。審査員のうち1名は指導教員とし、1名は同一の研究分野の教員から研究分野長が指名する。ただし、異なる研究分野から審査員を選任することもできる。研究分野長が指導教官の場合、研究科長または副研究科長が第二審査員を指名する。審査員の氏名は互いに開示される。

10. 審査基準

修士論文・研究レポートは区別なく、同じ締め切り・手順で提出され、審査される。

提出する修士論文・研究レポートは、アジア太平洋研究科の修士論文・研究レポートとしてふさわしい質と量、内容と水準を満たしていなければならない。

修士論文には以下の2点が求められる。

- (1) 所与の学術分野に共通する明確な方法論とともに、広範囲な文献レビュー、研究課題および仮説を備えた特定の分析枠組みを含むこと。
- (2) 実証した結果が独創性を含み、既存の学術分野において新たな貢献をもたらしていること。

研究レポートには以下の2点が求められる。

- (1) 研究の背景および研究目的が明示されていること。分析枠組みを提示することが望ましいが必須ではない。
- (2) 研究目的に到達するための十分なデータと証拠を収集し、かつ一定の結論に向けて論理的な方法で、収集したデータと証拠が分析されていること。しかし、必ずしも既存の学術分野に新たな貢献をもたらすことは必須ではない。

11. 審査手順

11-1 審査

審査員は提出された修士論文・研究レポートに基づき審査を行う。ただし、論文提出者に対し、追加の審査を筆記、口頭、実技によって要求できる。

審査員は合議を経て下記の評価結果のいずれかを選択し、修士学位論文委員会に提出する。

- 1) 合格（修士論文・研究レポートは合格水準に達している）
- 2) 修正の上、再提出（修士論文・研究レポートは再審査のために修正の上、再提出が必要である）
- 3) 研究レポートとして合格（※修士論文のみ対象）
- 4) 不合格（修士論文・研究レポートとして不合格である）

合議による評価結果に加え、各審査員は評価レポートを一部ずつ提出する。

「3) 研究レポートとして合格」と判定する場合

修士論文審査基準に満たないが、第10項に示す研究レポートとしての評価水準を満たすと認められる場合、研究レポートとして合格とする。

11-2 審査結果の決定

審査員が判定した審査評価は、修士学位論文委員会で審議、承認され、研究科長もしくは副研究科長に報告し、最終確定される。

修士学位論文委員会は、審査員による評価結果の受理を行い、合議の妥当性を審議する。適切な評価結果が得られない場合は、対応策を審議し、研究科長に報告の上、最終的な評価結果が確定される。

11-3 審査結果の通知

審査結果、審査員名、審査員の評価レポートは学生に通知される。ただし、審査員は審査員名、あるいは評価の一部を学生に通知されないよう申請できる。

12. 再審査手順

12-1 修士論文・研究レポートの修正

修士学位論文委員会によって修正が必要とされた場合、指導教員が修正作業を指導するが、研究科長あるいは修士論文委員会委員長は、その他の教員に依頼することもある。

12-2 再審査

判定が「2) 修正の上、再提出」の場合、再審査は同じ審査員によって行われる。審査員は再提出された修士論文・研究レポートに基づき審査を行う。ただし、論文提出者に対し、追加の審査を筆記、口頭、実技によって要求できる。審査員は再度合議を経て下記の評価結果のいずれかを選択し、修士学位論文委員会に提出する。

- 1) 合格
- 2) 研究レポートとして合格(※修士論文のみ対象)
- 3) 不合格

合議による評価結果に加え、各審査員は評価レポートを一部ずつ提出する。

12-3 再審査結果の決定

審査員が判定した再審査評価は修士論文委員会で審議、承認され、研究科長もしくは副研究科長に報告し、最終確定される。

修士学位論文委員会は、審査員による評価結果の受理を行い、合議の妥当性を審議する。適切な評価結果が得られない場合は、対応策を審議し、研究科長に報告の上、最終的な評価結果が確定される。

12-4 再審査結果の通知

審査結果、審査員名、審査員の評価レポートは学生に通知される。ただし、審査員は審査員名、あるいは評価の一部を学生に通知されないよう申請できる。

13. ファイナル・リサーチ・プロジェクトの成績評価

指導教員は修士論文委員会の最終結果に基づき、ファイナル・リサーチ・プロジェクトの成績評価を行う。

- ・学生が研究レポートによる修了を望まない場合

審査の結果通知で「3) 研究レポートとして合格」とされた学生が、研究レポートとしての合格を望まず、次 Semester も在籍しファイナル・リサーチ・プロジェクトを再履修することを望む場合は、指導教員の承認を得て、結果通知後 1 週間以内にアカデミック・オフィスに書面を提出しなければならない。学生からの申し出は修士学位論文委員会で議論される。申し出が承認された場合、修士論文の判定結果は「不合格」となる。

14. 不服申し立て

修士学位論文委員会の判定が”4) 不合格”または”3) 研究レポートとして合格”である学生は、その判

定に対し不服申し立てを行うことができる。不服申し立てを行う場合、審査結果の通知ののち1週間以内に修士学位論文委員会宛に申立書を作成の上、アカデミック・オフィスに提出しなければならない。その申立書では、不服申し立てを行う理由が正確かつ明瞭に述べられていなければならない。不服申し立て審査の実施の可否は修士学位論文委員会と研究科長による検討の上、決定される。不服申し立て審査の実施が承認された場合、修士学位論文委員長、研究科長、ならびに提出された修士論文・研究レポートの分野に関連し、かつ、審査委員および研究指導に関わったことのない教員1名の、計3名から不服審査委員会が組織される。修士学位論文委員長または研究科長が不服申し立てを行った学生の指導教員である場合、第三者がこの委員会の一員として任命される。不服審査委員会は不服申し立ての進行手順および、学生に書面または口頭で不服申し立てを裏付ける更なる根拠を要求するかを決定する。不服申し立てのすべての関連資料および書類の内容を検討したのち、不服審査委員会はその申し立てを評価し、以下の審査結果のいずれかに決定する。

(1) 申し立てを棄却し、学生に通知した結果を変更しない。

(2) 申し立てを認容し、学生に通知した結果を「合格」または「研究レポートとして合格（修士論文のみ）」に変更する。

ただし、申し立てを審議する過程において、剽窃や不正行為等に関わる新たな証拠が発見された場合などには、「3) 研究レポートとして合格」という評価が与えられた修士論文の審査結果は「4) 不合格」に変更する。

やむを得ない事情がない限り、そのセメスターの卒業式までに、学生は適切なフィードバックと共に、審査結果の通知を受け取る。

15. 審査日程

表1 リサーチ・プロポーザル審査日程

	Spring Semester	Fall Semester
Submission	The last working day on or before June 30	The last working day on or before January 10
Notification of the Examination Results	The last working day on or before August 5	The last working day on or before February 10

※提出時期:

1年修了 -1 セメスター目

1.5年と2年修了 -2 セメスター目

表2 修士論文・研究レポート審査日程

	Spring Semester	Fall Semester
Submission	The last working day on or before June 15	The last working day on or before December 5
Notification of the Examination Results	The last working day on or before July 5	The last working day on or before December 25
Resubmission:	The last working day on or before July 25	The last working day on or before January 15
Notification of the Final Results	The last working day on or before August 5	The last working day on or before January 30

16. 修士論文・研究レポートの保存と出版

合格とされた修士論文・研究レポートは、学生による最終版のソフト・コピー提出ののち、大学が恒久的な装丁を行う。装丁された修士論文・研究レポートは大学図書館に保存され、本学図書館利用者に閲覧を認める。大学としては修士論文・研究レポートを出版することはしないが、学生においてその費用を負担し、出版することができる。